平成 26 年度ＰＥＴボトル登録事業者　各位

平成 25 年 12 月 5 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ＰＥＴボトル事業部

平成 26 年度ＰＥＴボトル再商品化業務に係る事前確認事項

拝啓　時下ますますご隆盛のこととお喜び申しあげます。平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年度上期の入札に際し、再商品化事業者の方々には下記の補足事項にご留意をお願いいたします。いずれもＰＥＴボトルの国内リサイクルシステムの円滑な運用に必要な対応となるため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

詳細につきましては平成 26 年２月中旬以降に、落札事業者の方に改めてご案内致します。

敬具

記

１．「再商品化製品引取同意書」の再提出と今後の運用について

①当協会が再生処理事業者の販売能力査定の根拠とする「再商品化製品引取同意書」について、再商品化製品の安定的な販売先を確保するために、平成 26 年度上期の再商品化業務開始前に再提出していただきます。

②貴社が再商品化製品利用事業者の要請により、他の再生処理事業者から再商品化製品を購入して、アルカリ洗浄処理、特殊装置による不純物の除去などを行って当該利用事業者へ販売する場合には、貴社は様式３－２の「再生処理事業者」ではなく、購入先の他の事業者を「再生処理事業者」とします。この際、様式３－２の「７．取引条件」に貴社名、処理の内容を具体的に記載して頂きます。

２．「再商品化製品販売計画」の提出について

「平成 26 年度ＰＥＴボトル再商品化製品販売計画」（上期：実施計画、下期：参考計画）をご提出していただきます。これは当協会が再生処理事業者による再商品化製品の販売計画を予め把握するために参考として求めるものであり、具体的な様式類等の詳細は、落札事業者を対象にご提示いたします。

３．ペレット販売先に係る実態把握について

ペレット化のみを行う再商品化製品利用事業者にフレークを販売している再生処理事業者を対象に、ＰＥＴボトル再商品化製品のトレーサビリティ確保を目的として、ペレットの販売先に係る情報提供を求めます。様式類等の詳細は、落札事業者を対象にご提示いたします。

以上